

第十六回 参議院農林委員会會議録第十八号

昭和二十八年七月二十日(月曜日)午後三時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 森田 豊壽君

委員

雨森 常夫君
川口篤之助君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
清澤 俊英君
鈴木 強平君

政府委員

農林政務次官 篠田 弘作君
農林大臣官房長 渡部 伍良君
農林省農林経済局農産協同組合部長 谷垣 專一君
事務局側
常任委員 安楽城敏男君
会専門員

本日の会議に付した事件
○農林政策に関する調査の件
(特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に関する件)

(農業協同組合の運送事業に関する件)
○委員長(片柳眞吉君) 只今から農林委員会を開きます。

最初に特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、この件を議題にいたします。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。この件につきましては、先ほどの御懇談で朗読いたしましたような申入れをいたすことに決定いたしました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認め、さよう取計いたします。なお農林大臣は予算委員会、只今出席がどうしてできませんので、政務次官が出席をされましたので、御質疑があればお願いいたします。

○河野謙三君 先ず政務次官に伺いたいのですが、この法案によりますと、性格上、只今衆議院に並行して上程されております独禁法の一部改正と全然これは性質が同じものかと思ふ。これは政府提案であります。政府提案の独禁法の一部改正につきましては、これはすべて所管の大臣が公取委員会と合議して決定するようになっております。次にこの法案によりますと、一切所管大臣、而も所管大臣が通産大臣一本にきまつておられる。この通産大臣一本にきまつておることにつきましては、改めて通産委員会での疑義を買しますが、農林省として、今までのこの法案につきまして御検討はされておると思ふ。議員提案であつても御検討はされておると思ふ。その場合

にこれを所管大臣一本でお任せするところが、これがいいと思ひになつておられますか。そういうことによつて非常に私は危険が多いと思ひますが、それらの点についての農林省の見解を伺いたい。

○政府委員(篠田弘作君) 只今独禁法が国会において問題になつておること、御指摘の通りであります。大体独禁法は大企業についての問題でありまして、現在提案されておられるのは中小企業についての安定に関する臨時措置の問題でありますから、そこに独禁法と同じように、或いは公取その他の意見を聴取することにならば、これはちよつと今ここで直ちに私の考えを申し上げることはまだ本日はコンクリートされておりませんが、相談を、そういう必要があれば通産省或いは公取ともよく打合せをしてやる必要があると、こういうふうに考へます。ただ今ここに出しておられるのは中小企業でありますから、独禁法は飽くまで大企業に関する問題でありますから、多少性質が違ふのじやないかと、こういう考へを持っております。

○河野謙三君 これは私は全然性質が違ふと思ふのです。性質が同じであつて而も中小企業のほうが認定がむずかしいのです。需給関係が非常にバランスを失したかどうか、その業態がどれだけ損失をこうむつて堪え得られなかつたかどうか、そのようなすべての認定はこれは大企業のほうが案です。中小企業のほうは認定がむずかしい。

い。これは私は意見が違ふなと思ひます。そういうような認定のただでさえむづかしいところを、一方的立場にある通産大臣にそれらの業種の経営状態を認定させるということは私は非常に危険だと思ふ。そういう危険だからということ、独禁法の改正においても当初は法案が議案に出る前におきましても、公取委員会がこれを認定する、所管大臣はその場合にタッチしないということ、綱張り争いか何か知らないけれども、所管大臣を一枚加えて公取委員会と合議するということなどごまかした。ところが議案に出して見たら、新聞の伝えるところでは、やはり議案では正しい意見が出る。私から見れば、改進黨かどこからか、この政府原案の独禁法の一部改正についてはこれは所管大臣は除く、そうして公取委員会一本で認定をされたほうがいいと、こういうふうな意見さえも出ているように聞いておられる。そういうことであつて、これは衆議院でどういふふうに修正するか知りませんが、私も、少くとも今政務次官がおつしやるように、大企業についてはさうであるけれども、小企業は少し事情が違ふ。私は重ねて言うけれども、小企業こそ認定がむずかしい、これは私は政務次官少しお考へが違ふのじやないかと思ふ。

○政府委員(篠田弘作君) 必ずしも河野委員の説に反対しているわけではありませんが、現在の公取の事務能力というものから見まして、中小企業まで手が伸びるかどうかという問題が一つあります。それから中小企業の実態というものは、今まで余り関係しておられない公取よりも、むしろ通産省或いは農林省の関係のほうがよくわかつておられる、こういう問題です。併しこれは議員提出立法でありますから、議員の側におかれまして、公取にやらせることが非常に工合がいいと、こういうふうにお考へになれば、それでも農林省は別に反対する意思はありません。

○河野謙三君 勿論議員立法でありますから、政府の容赦するところではないと言われればそれまでであります。併し一応法案が通つた以上は、行政官庁としてその運用については行政官庁が責任を持たなければならぬ。そこで私単に固く受取らないで、軽く受取つてもらいたいと思ふ。農林省がこの法案に対して私が質問をする個所についてどういふような見解を持つておられるか、決して政務次官の答弁によつて、政務次官がどう言つたからといつて、鬼の首でもとつたやうに喜ぶわけではありませんが、そこで公取にも相談がない。もつと怪しからんことは、この中に農林物資がやんとある。例えば玉糸の問題であるとか、合板の問題であるとか、「なたね」の搾油業とか、こういう明らかに農林物資であるにもかかわらず、これさえも通産大臣の独裁によつてこの運用がされるということになつておられます。これに対して農林省はこれでいいのですか、どうですか、これを伺いたい。

○政府委員(徳田弘作君) 先の問題につきましても、農林省の見解は、私先ほど申し上げたように、公取の事務能力というものが現在非常に不足であるということ、業者の実態に最も通曉しておる者が通産、農林関係である、こういう立場からこの問題につきましても、あなたの公取に入れたらいいではないかという見解については、そういう見解を持つておるわけでありまして、それから農林省の現在指定された清涼飲料というものは農林省関係のものが含まれておるにもかかわらず、通産大臣だけでそれでいいのかわからぬ、こういう問題につきましても、これは衆議院の委員会におきまして、こういうふうに通産させられたというよりなわけでありまして、農林省の希望といたしましては、農林関係の品目については主務大臣は農林大臣であるというようにしたいという希望は持つておるわけでありまして、

○河野謙三君 ここでは実は特に私は政務次官に頼みたい。もと、政務次官は、私はよく知つておりますが、あなたは政務次官という型にはまつた立場は不得手なもので、むしろ政治的に動くを得意とするので、この議員立法をあなたの政治力を以てもう少し自由を動かしてもらいたい、こういうめちやなことをさせないようには……。これを特に私は政務次官にお願ひするわけです。それから今玉糸とか、「なたね」の搾油業その他についてお話がありました。これは、これは一体、先に農林省は農産物価格安定法という法律を出してありますが、これは要するに製米業者を救済する法律ではない。養蚕農家を救済するために農産物価格安定法という法律が

現に実施されておる。ところがこういう玉籾のこういうようなものが出て来ると、それと一体どういう関係になると思ひますか。又これからそのうち本陣に廻つて来るでしょうが、農産物価格安定法という法律を今国会に出しておる。これも議員提案のようなことになつておりますが、農産物価格安定法の中に「なたね」の買上という問題がある。それから今度の法律によつて「なたね」の搾油業者を通産大臣が所管する。これはどういふようになるか、この点をばつきりしてもらいたい。

○政府委員(徳田弘作君) 玉籾その他も将来追加されると思ひます。そのときになりまして或いは「なたね」も追加されるでございませう。そのときに「なたね」の搾油業者が通産大臣の管轄に入るという事は農林省としてどうかというお話であります。これは確かに我々のほうとしては同感であります。そこでそういう農林関係の問題につきましても、農林省としては今申しました通り、農林大臣の所管に、主務大臣を農林大臣にしたいという希望を持つておられます。ただ実は河野君から言われましが、いろいろ水害その他で飛び廻つておりましたので、説明役を引受けておられますけれども、この法案が自由党で検討されたときには、私はそこにおろなかつたわけ、多少の落ちちはあつたと思ひますが、今申しましたように、こういう農林関係のものについてはできるだけ農林大臣にして頂きたい、こういうふうに考へておられます。一つ御協力を願ひたい、こう思つておられます。

○河野謙三君 私は大いにこれから藤田政務次官に党内をやつてもらいたいと思ひますから、御参考までに申し上げたいと思ひますが、通産省というところは農林省と少し違ふんで、農林省というのは農民の味方のような顔をしておられますけれども、又事実農民の味方でありませうけれども、といつて通産省もたいに何でもかんでも世間をかわす農林一本ではない。私はそれについてと思ひますが、通産省というのは、通産省関係の業者さえ儲ければかまわない。その極端な例は、これもこれから法案になつて出て来るでしょうけれども、肥料問題で、今まで肥料原価で農林省が硫酸が八百円、通産省が九百三十円であつた。硫酸の原価計算で常に農林省と通産省とで百円以上違ふ。明らかにこれは一つの、通産省というものは業者、メーカー一本というので以て消費者のことはかまわぬ。こういう役所ですよ。人間というものはふだんが大事だ。通産省というものがふだんがよければだが、ふだんの仕事が悪い。最近……。であるから信用できない。一事が万事なんだ。そういう意味合で、これは同じに、かわい子供を養子にやるのに、大事にしてくれれば預かつてもらうが、ところがあつた強慾非道な奴に子を預けたら、二日か三日でひねり殺されてしまふ。相手が通産省だから農林省は氣を付けてもらいたい。私は憎しみを持つておるわけじゃないが、通産省というものはそういうところ、この頃警視庁に引つ張られるのは通産省の役人にきまつてい。とにかくよほどの悪いことをしなれば警視庁に引つ張られはしない。そういうところから、私は特にこの法案については、議員立法だ

からというので、これは又官房長にどうしてくれと言つても無理でしょう。政府次官において、党内において十分この問題については委員会の前に一つ大いに調整してもらいたいと思ふ。そうでないと我々委員は迷惑します。特にこの点はお願ひいたします。

○政府委員(徳田弘作君) 前以てそういう御意見を承つておき、又これが自由党の内部において論議されておるときに私が居合せれば、当然そういうふうにしたと思ふのでありますが、何しろ御承知の通り霜害対策、水害対策、その他席温まる暇もないような状態でありまして、明日からは又私は和歌山の水害の現地に行かなければならないというふうなわけで、法案の作成だけにかかつていられたためだけにそういう手落ちがあつたと思ふ。これは衆議院を通過しておりますので、改めて今から衆議院に持ち込んで仕方がありません。そこで若しそういう御意見が非常に衆議院において強いとしたしまして、我々もその御意見に対しては異存はありませんから、若し衆議院においてそういう御意見が強い場合におきましては、衆議院において修正して頂くという事は、むしろ私としては希望するところでありまして。

○河野謙三君 私は重ねて政務次官にもう一つ。ここに業者から手紙が来ておるから、これを一々読みませんけれども、大体こういうことです。これはこの間の委員会でも言つたのですけれども、今度の法案の出発点はどういうところですか。戦争中から戦後にかけての統制時代、生産資材の割当をもちつたり、統制会社の指定を受けたりして、いわゆる役所と紙の付いた御用商人が権限を利用して、安穩のうちに利益を上げて金をためて来た。これが自由党のお陰で自由販売になつて、指定生産資材の割当を受けなくなり、特約店の権利もとられた連中は、今度は裸一貫でみんなと競争して行かなければならない。権力の上にあぐらをかいて安穩のうちに商売をしていた奴らが、自由経済の荒波の中では太刀打できない。そこで昔を縁故に通産官僚と結び付けて、これは生産過剰になつていから業者を整理しなければならぬというふうなことを、昔の縁で通産官僚と手を握つてでつち上げたのがこの法案です。業者の中にまじめに夫婦子共、一家骨炭、朝から晩まで汗水垂らして働らいている者はこういう法律は要らないと言つてゐる。こういう連中は自由経済の自由経済を謳歌している。自由経済になつて我々は動きまわすれば商売は何とかなるのだ、こう言つておるのです。であるから、この法案をあなたのほうの議員が何か知りませんけれども、提案された人の背後には、通産官僚と、曾つて統制時代に甘い汁を吸つた一部の中小企業の中にあるボス、これとの結託によつてでつち上げた法律である。これは根本的に間違いない。私はそう申し上げる。そこに出発点があるということをお願ひ願ひいた。あなたはあなたの政治力、あなたの潔癖性、あなたの正義感の強いところ、これを打ち破つてもらいたい。これを私は特別にお願ひをいたしたい。

○委員(長片柳謙吉君) 他に政務次官に御質問ございませぬか……。それは先ほど申し上げましたが、明日の午前十時から通産、経済安定の連合委員会に入りますから、それに御出席を願ひ

て発言をお願いいたします。ちよつと速記を止めて下さい。

午後三時四十九分速記中止

午後四時二分速記開始

○委員長(片柳眞吉君) それじや速記を始め下さい。

次に前回から問題になつておりますところの道路運送法の改正案に関連いたしました。農業協同組合の運送事業の件が問題になつておりますので、これは去る七月十五日の当委員会の決定で運輸、農林両省間で至急折衝いたして、その経過報告を願うことになつておりますので、本日はまだ自動車局長が見えておりませんが、協同組合部長が見えておりますので、先ず農協部長からの報告を聞くのはよろしいと思ひますか。差当り……。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳眞吉君) それでは農林省当局から経緯及びできれば結果の報告をお願いいたします。

○政府委員(谷垣專一君) 本委員会が終りました、直ちに運輸省の自動車局長とも打合せを開始いたしましたのであります。それから連日農林省のほうといたしましては、運輸省のほうにお伺いをいたしまして連絡をいたしております。で、当方といたしましては、少くとも協同組合法の建前において認めておるものについては、これは道路運送法の免許或いは運用等において認めてもらいたい。つまり運輸省のほうは道路運送法の解釈で参りますし、私たちのほうは協同組合法の解釈で参ります。道路運送法において協同組合法でできる権能を絞つておるわけでありまして、少くとも協同組

合法において農協のやれると認めておるその分野においては、道路運送法の運用においてこれを承認するようにしてもらいたい。従ひまして具体的に免許の条件と申しまするか、免許をいたします際の規定につきまして、先般問題になりましたところの連合会がやつておりますものについて、その会

員である単協、更に単協の組合員であり得る一般の農民、その農民の共同利用施設という意味において連合会のやつておりますトラックが利用できるという点の一つであります。その点につきましては、大体におきまして運輸省も御了承を願うような段階に打合せが進んで参つております。更にもう一つの問題であります農業協同組合法において認めておりますところの二割の制限の付きます員外利用の問題がございます。この点につきましては、まだ意見の一致を現在まで見ておりません。それからもう一点、現在農協の連合会の免許いたしておりますものの内容についてでございますが、いわゆる単協の所有しておりますトラックを連合会の掌握下に任せまして、そうしてこれを運用しておる実情でございます。いまして、運輸省のほうといたしましての免許の対象は、従ひまして連合会が単協のトラックを集中的に掌握しておる、そういう集中掌握した連合会に対して現在免許を与えておるわけでありまして、その掌握の仕方について運輸省と私たちの間においては若干の論議がまだ残つておるわけでありまして、端的に申しますれば、車輛集中、常的に車輛集中と申しておりますが、単協の有しておりましたトラックを、その所有権も共に異連のほ

うに移しまして、所有権を伴つた意味における完全な集中をいたして取りま

する形と、単協と連合会との間に契約をいたしまして、単協の持つておりましたトラックをその使用権についてのみ連合会に掌握させまして、そうして法律的にやつておる、こういう二つのやり方があるわけでありまして、現在運輸省の認めております免許は、協同組合の特殊性等を勘案されました使用権の集中ということが行われておるならば、これではよろしい、こういう免許に実はなつておるわけでありまして、その点につきまして、従ひまして免許をいたしました趣旨であるところの車輛集中の実態というものが、所有権、使用権にこだわらずに、確実に連合会が末端におきますトラックの輸送の運営のコントロールができておるかどうかということについて御意見があるようでありまして、この点は私たちが協同組合等の監査をいたし、その他をいたしております際に、その都度指摘をして、この改善を図つておる現状であるのであります。つまり車輛集中がどの程度に確実に行われ、且つ又連合会としてそれが確実に把握されておるかというその実態につきまして、これをどういふふうに今後免許の場合に考へて行くかという点について、まだ両省の間に論議が残されておるのであります。以上申しました主としてこの三点につきまして、運輸省と論議を重ねております。現在までそういう状況であります。

して篠田政務次官から発言を求められ

○政府委員(篠田弘作君) 只今院内におきまして自由党の幹事長並びに国会対策委員長と相談をして参りました結果、先ほど河野委員の言われましたように、農林省所管に関する問題について主務大臣を農林大臣とするということにつきましては、参議院において修正された場合においては、自由党はこれを飲むという話に話をきめて参りましたから御報告申し上げます。

○委員長(片柳眞吉君) それでは只今

農業協同組長部長から、まだ最終結論ではなくして、今日までの経過報告がありました。何か更に御質疑があれば御発言を願います。

○森田豊壽君 只今の部長の説明では利用事業に対する考え方が、又員外事業の限度もありませんが、その限度内においてできるかできないかということがきまつておらないという話であります。農協から見ますれば、当然自己の所有しておるものを定款の範囲においてやるのが許されないといいことがあつたらば農協法を改正しなければならぬと私は考へるのであります。これはいやくも法文で出てくる以上は、これをこの通りに行われるような交渉はでき得るものと私は考へるのであります。これを十分に一つやつて頂かないと、運輸省の説明を聞いたところで、却つてそれが議論になるような虞れもあるのであります。従ひまして農林省がもう少し強くと申しますか、まあ場合によつたらお願いでも結構でありますから、その実が上るようになつて御交渉をお願いいたします。

て運輸省もここへ来て発表をするように、そういう運びをして頂きたい。私は

はこういうふうに考へるのであります。どうか農林省、今まで相当お骨折を下すつたようでありまして、運輸省もこれに対しては農協本来の使命に鑑みまして、農林省と速かに折衝しまして、これに対しては善処するということのお約束をしてありますから、この前の速記録にもそれは確認されておるはずであります。従ひまして向うも本来の使命ということはお前段に御回答があつたわけでありまして、その点から行きますと、本来の使命はそれは定款に規定してあるものが農協本来の使命でなくてはならぬのであります。これは一つ御交渉願ひまして、できるやうにして頂きたい。これを私は希望として申し上げ、なお御折衝願ひたいことをお願い申し上げます。

○鈴木強平君 只今農協部長から御努

力の結果を御発表になつて非常に多と申します。併しながら農業者も同じトラックの許可を受けておる経済面を持つておる。従つてその保管又は委託されたものについては自由に運搬できるのであるけれども、もう少し十分に交渉する余地があると思つておる。そこで近く交渉の結果を運輸省から書面を以て報告して頂きたいと思ひます。なおいつ頃までにその交渉の結果が発表できるか、一つ委員長からお話願ひたいと思ひます。

○政府委員(谷垣專一君) これは実は交渉のやり方としましては、大体口頭でやつておりますけれども、問題をその都度きめて行く必要がございますので、大体の目度が付きますと、文書で向うに渡し、向うから文書で頂い

て打合せをいたして行くわけでありま
すが、現在の私たちのほうからも文書
で向うに申入をし、又向うからも文書
で回答があるというふうな順序にな
つております。それで大体この組合
員の利用事業の問題につきましては、
一応意見が妥結する見込でありますけ
れども、森田委員から御指摘或いは鈴
木委員から御指摘のありました員外利
用の程度というように考えるか、恐ら
く森田委員からの御話、協同組合法の
建前から言うと、二割の限度という問
題があるかと思ひますし、倉庫業法
から申しますと、これは少し観点が変
つて員外利用の問題になつて来ると思
ひます。この点につきまして若干運輸
省との間に議論の残つておりますの
は、組合本法の議論から申しまし
て、二割の員外利用というものは若干
第二次的なものであるという考え方、
従つてその意味から言つて営業をいた
しておられます一般運輸業者との調節
点を、その点でもう少し強く見るべき
でないかというのが運輸省の御意見の
ようでございます。私たちがほう
は勿論組合員の共同利用という点が、
これは本来的に申しまして組合法の建
前からどうしても主張しなければなら
ん点であります。又協同組合の置
かれておられます地域的な特性、農業
という地域的な特性等から考えまし
て、少くとも二割程度の員外利用とい
う問題は、これは協同組合が持つて
来ました数十年の長き歴史を持つた
その上に、その間いろいろ一般営業
をやつておられるかた和我々の意見が
異なり、或いは又それが調節されて員
外利用が二割という限度においては認
められて建前があるわけでありま

すので、少くともこの程度までは本来
的な意味において認められるべきであ
るという考え方を私たちは持つておる
わけでありまして、そういう意味合に
おいて今後交渉を続けて行きたいと
考へておるわけでありまして、まだこ
れは交渉中でございますので、結論その
他がいつ出て来るか、できるだけ早い
機会に出さなければならぬと思ひます
けれども、まだもう少し時間がかか
るであろう、かように考へておるわけ
であります。

【委員長(片柳眞吉君)】これは委員長
において随時政府のほうを督促いたし
まして、結論が出ましたら、正式に両
省から回答を頂くということによろし
うございませうか。

【委員長(片柳眞吉君)】ちよつと私は
細かい点ですが、員外利用二割という
規定の上ですが、二割というのは、
いわゆる従量制の二割ですか。それが
らその二割というのは一事業年度を通
じて平均して二割になればいいのであ
つて、或いは員外の人を全部運んで翌
日は組合員のをやつた、アヴァリツジ
が二割ということになればいいのでは
ないかと思ひますが、その辺の解釈が
必ずしもはつきりしないと思ひので
すが、どういふことなんでしょうか。

【委員長(谷垣專一君)】これはいろ
いろ議論のある点でございますが、
通常私たちが考へております解釈と
いたしましては、その事業体の事業計
画或いは決算というものが一年に一度
出ることになつております。その一年
に一度出るその範囲内における利用
度、こういうふうな考へて今までやつ
て参つておるわけでありませう。従いま

して、農協連といふことになりませうと、
農協連全体の扱ひました事業量の年間
を通じての二割の減、こういうことに
結論としては相成るうかと思ひます。
事業量の認定をこれは重量制で行く
か、或いは金額で行くか、これはまだ
問題が少しあるうかと思ひます。が、
もう少しその点は研究をさして頂きた
いと思ひます。

【速記中止】
【委員長(片柳眞吉君)】ちよつと速記
を止めて。
【速記中止】
【委員長(片柳眞吉君)】速記を始め
て。残余の議題は次回に譲りまして、
本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十九分散会

七月十八日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。
一、農産物価格安定法案(案)
農産物価格安定法案
農産物価格安定法案
(目的)
第一条 この法律は、米麦に次いで
重要な農産物の価格が正常な水準
から低落することを防止し、もつて
農業生産及び農家経済の安定に資
することを目的とする。

(以下「生産者団体」といふ。)の売
渡の申込により買入れれる。
2 前項の規定により買入れれる農
産物等の数量は、生産者団体の意
見を聞き、農産物等及びその原料
である農産物の需給事情、時価等
を勘案して定める。
3 第一項の規定により買入れれる
農産物等は、省令で定める種類及
び規格のものに限る。
(優先買入)
第三条 前条第一項の場合におい
て、生産者団体があらかじめ農林
大臣の承認又はその勧告を受けて
第一条の目的を達成するために農
産物等の販売の調整を行うときは
は、政府は、省令の定めるところ
により、当該生産者団体からの売
渡の申込に係る数量の農産物等を
優先的に買入れれるものとする。
(甘しよ及び馬鈴しよの価格維持
のための措置)
第四条 政府は、第二条第一項の売
渡の申込が甘しよでん粉又は馬鈴
しよでん粉に係るものである場合
において、その原料である甘しよ
又は馬鈴しよの生産者がその売渡
の対価として受ける額が当該甘し
よ又は馬鈴しよにつき定める次条
第一項第一号の原料基準価格に基
く額に達していないと認められる
ときは、その売渡の申込に応じな
いことができる。

(買入価格)
第五条 第二条第一項の規程により
買入れれる農産物等の政府の買入
の価格は、政令の定めるところに
より左の各号に掲げる額(以下「買
入基準価格」といふ。)を基準とし、

生産者団体にはかり、その意見を
尊重して農林大臣が定める。
一 甘しよ生切干、甘しよでん粉
又は馬鈴しよでん粉については、
その原料である甘しよ又は
馬鈴しよにつき、政令の定める
ところにより、農業パリティ指
数に基き算出した価格、生産費
及び需給事情その他の経済事情
を参しやくして農林大臣が定め
る額(以下「原料基準価格」とい
ふ。)に、加工に要する費用等を
加えて得た額
二 なたねについては、農林大臣
が、政令の定めるところによ
り、農業パリティ指数に基き算
出した価格、生産費及び需給事
情その他の経済事情を参しやく
して定める額
2 政府が生産者団体から買入れ
る場合には、前項の政府の買入の
価格に、農林大臣の定める金利及
び保管料に相当する額を加算す
ることができる。
3 第一項の政府の買入の価格及び
原料基準価格は、毎年、政令で定
める期日までに定めて公表しな
ければならない。
(買入価格等の改正)
第六条 前条第一項の政府の買入の
価格及び原料基準価格は、物価そ
の他の経済事情に著しい変動が生
じ又は生ずるおそれがある場合に
おいて特に必要があるときは、改
定することができる。この場合に
は、遅滞なく、これを公表しな
ければならない。
(売渡及び売渡価格)
第七条 政府は、第二条第一項の規

定により買入れた農産物等を、当該農産物等の需給事情を勘案し、農産物等の時価に悪影響を及ぼさないように売り渡すものとする。

2 前項の売渡の価格は、買入基準価格及び時価を下つてはならない。但し、左の各号に掲げる場合には、農林大臣の定める価格とすることができる。

一 新規の用途又は販路に向けるため必要があるとき。
二 試験研究の用に供するとき。
三 管理上の必要により売り放すとき。

（生産者団体に対する措置）
第八條 農林大臣は、必要があると認めるときは、生産者団体に対し、第一条の目的を達成するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 政府は、生産者団体が農林大臣の承認又は勧告を受けて第一条の目的を達成するために農産物等の販売の調整を行う場合において必要があるときは、必要な資金のあつ旋その他必要な措置を行うものとする。

（農産物等に関する調査）

第九條 農林大臣は、農産物等（甘しよ及び馬鈴しよを含む。以下本項において同じ。）の生産費、需給事情その他農産物等の価格の安定に關して必要な事項を調査するため必要があるときは、農産物等の生産者又は生産者団体から必要な事項の報告を徴し、又はその職員にこれらの者の営業所、事業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類そ

の他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）」を「てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）」として、「及農産物価格安定法（昭和二十八年法律第

号）」を「依り政府ノ買入ルル農産物等（以下農産物等ト謂フ）」に、第二条、第三条、第四条ノ三、第六条第一項及び第六条ノ五中「食糧」を「食糧及農産物等」に改め、附則第六項を次のように改める。

食糧供給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）ノ規定ニ依ル飼料及てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）ノ規定ニ依ル甜菜糖ノ買入、売渡、保管又ハ検査ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間本会計ノ所属トスルノ場合ニ於テ第二条、第三条、第四条ノ三、第六条第一項及第六条ノ五中「食糧、及農産物等」トアルハ「食糧、農産物、飼料及甜菜糖」ト読替フルモノトス

第九條 農林大臣は、農産物等（甘しよ及び馬鈴しよを含む。以下本項において同じ。）の生産費、需給事情その他農産物等の価格の安定に關して必要な事項を調査するため必要があるときは、農産物等の生産者又は生産者団体から必要な事項の報告を徴し、又はその職員にこれらの者の営業所、事業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類そ

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十七号の二の次に次の一号を加える。

四十七の三 農産物等（農産物価格安定法（昭和二十八年法律第

号）第二条第一項の農産物等をいう。以下同じ。）の買入、保管及び売渡を行うこと。

第四十八條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 農産物等の買入及び売渡の価格の決定並びにてん菜糖の買入の価格の決定に關すること。

第四十九條に次の一号を加える。

三 農産物等及び輸入飼料の保管並びに輸入飼料たる麦類の売渡を行うこと。

第五十條に次の一号を加える。

五 農産物等及び輸入飼料の買入及び売渡（輸入飼料たる麦類の売渡を除く。）を行うこと。

七月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、農産物価格安定制度確立に關する請願（第二〇〇〇号）

一、桑園等の凍害対策に關する請願（第二二二四号）

一、台風第二号等による被害農家救済の請願（第二二一六号）

一、農作物の水害救済対策に關する請願（第二二八〇号）

一、秋田県島山ろく農地開発事業

に關する請願（第二二九二号）
一、農作物の水害救済対策に關する請願（第二三一八号）
一、台風第二号による被害農家救済の陳情（第二二九号）

第二〇〇〇号 昭和二十八年七月三日受理
農産物価格安定制度確立に關する請願
請願者 名古屋市中区桜町三愛 知農教育農業協同組合 連合会長理事 市川為 次外二名

紹介議員 森 入三三君
わが国においては、米麦以外の農産物はすべて流通自由であるが、農業経営は価格変動に對する適応性に乏しいため、きわめて不安定な状態にあり、ことに最近下落の傾向にある甘しよ、菜種等は、価格変動の調整がきわめて困難であつて、農家は漸次貧困と生活程度の引下げを余儀なくされているから、すみやかに菜種、甘しよ等主要農産物に對し農産物価格安定制度を確立せられたい。なお本制度の確立に際しては、（一）特別会計により該当農産物の買入および売渡しを行うはか農協系統組織をして自主的に調整させること、（二）政府の買入数量は無制限とし買入価格は米価審議会の議を経て決定すること、（三）必要に応じて本制度の対象品目に對し輸入制限、関税の賦課等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二一四号 昭和二十八年七月六日受理
桑園等の凍害対策に關する請願
請願者 群馬県知事北野重雄外 一名

第二二一六号 昭和二十八年七月六日受理
台風第二号等による被害農家救済の請願
請願者 宮崎県議會議長 日高 歌一
紹介議員 竹下豐次君
今次宮崎県を襲つた台風第二号等による暴風、豪雨の被害は意想外に大きく、特に農作物においては麦、そば、菜種、水陸稲等、これについて土木、農地、山林等の被害がはなはだしく、その総額は十八億一千六百余万元に達している現状である。これがため今次災害が農業を主体とする本県にとつて農家経済に与えた打撃は極めて大きいから、管見資金の補助農業共済金の早急なる概算払、非共済農作物に對する特別の救済措置、麦、菜種等種子確保被害麦類の政府買上げ、および検査料、手数料の免除等根本的な救済対策を講じ、今後の農業に支障ないよう取り計らわれたいとの請願。

第二二八〇号 昭和二十八年七月

五

六日受理

農作物の水害救済対策に関する請願
(二通)

請願者 福岡県朝倉郡甘木町大

字甘木二四 竹石勘兵衛外六十三名

紹介議員 小松正雄君

福岡県においては、本年六月五日からの豪雨および強風により収穫直前の麦類および菜種をはじめ裏作物全部が五十年來いまだかつてみない被害を被り、農業の再生産を期すことが非常に困難であるから、(一)麦類および菜種の生産に要した肥料および種子代を救済金として全額国庫補助すること、(二)夏作の肥料資金および生活資金を無利子、長期融資とすること、(三)町村税を減免すること、(四)所得税の減免措置を講ずること、(五)本年度秋冬作の麦、菜種の種子代を全額国庫負担とすること、(六)農業救済金の即時支払いおよび非共済農作物の特別補償措置を講ずること等を実現せられたいとの請願。

第二二九二号 昭和二十八年七月七日受理

秋田県島海山ろく農地開発事業に関する請願

請願者 秋田県田利郡本荘町長

猪股謙二郎

紹介議員 鶴見祐輔君

秋田県島海山ろく農地開発事業は、仙台農地事務局から農林省に上申した計画案によつて昭和二十八年年度から是非着手されたいのであるが、町村財政の極度に窮乏している際であるから、国土開発の本事業は国営をもつて実施せられるとともに、豊富な水資源を利用

する電源開発についても考慮せられたいとの請願。

第二三二八号 昭和二十八年七月七日受理

農作物の水害救済対策に関する請願
(三通)

請願者 福岡県朝倉郡馬田村

草場一外七十九名

紹介議員 吉田法晴君

この請願の趣旨は、第二二八〇号と同じである。

第二二九号 昭和二十八年七月三日受理

台風第二号による被害農家救済の陳情

陳情者 静岡県知事 斎藤寿夫

本年六月七日の台風第二号により静岡県における農作物および農地、農業施設等は先の凍害以上の被害を被り、窮迫している地方財政ではこれらの救済は到底不可能な実情にあるから、(一)被害の実情調査と課税の減免措置、(二)麦類および菜種の検査規格の引下げ、(三)農業災害保険の基本反収の引上げおよび保険金の早期支払い、(四)営農資金の融資ならびにこれに対する利子補給、(五)麦類種子の確保と購入費に対する補助、(六)被害農家保有食糧の確保、(七)肥料および農薬の購入費補助、(八)災害復旧土木工事の早期実施、(九)特別平衡交付金の増額等の措置を講ぜられたいとの陳情。